

平成20年8月

# 後期高齢者医療制度 (長寿医療制度)の保険料についてのお知らせ

秋田県後期高齢者医療広域連合

## 1 保険料の軽減割合が拡大されました

あなたの平成20年度の保険料について、同封の「後期高齢者医療保険料額変更決定通知書」でお知らせいたしましたが、政府決定（平成20年6月12日）による特別対策により、下記の方は、**保険料が軽減されています。**

「保険料額変更決定通知書」の……………

- 「⑦軽減額」が「32,663円」となっている方は、  
→**均等割額(38,426円)が8.5割軽減されました。**
- 「①賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方は、  
→**③所得割額が5割軽減されました。**

※特別対策に該当し保険料が軽減になった方の「保険料額変更決定通知書」の「決定理由」は、「所得の変更により変更しました」と記載になっておりますので、ご了承ください。



裏面もご覧ください

## 2 保険料のお支払い方法を変更できるようになりました

保険料を年金からお支払いいただいている方（お支払いいただく予定の方）のうち、次のいずれかの条件に当てはまる方は、**保険料のお支払い方法を口座振替に変更できる**ようになりました。

詳しい内容についてのお問い合わせやお申し込みは、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当課へ。

- 国民健康保険の保険料を、世帯主として2年間滞納せずに確実に納付していた場合
- 年金収入が180万円未満の方で、世帯主または配偶者の口座から口座振替により保険料を納付する場合

※ 保険料の支払い方法を口座振替に変更した場合の社会保険料控除は、口座振替により保険料を支払った世帯主または配偶者に適用されます。

## 3 ご家族の健康保険等の被扶養者であった方は、特例措置として保険料が軽減されました

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）加入前に、ご家族の健康保険等（市町村国民健康保険、国民健康保険組合は除きます。）の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されました。

ご家族の健康保険等（市町村国民健康保険、国民健康保険組合は除きます。）の被扶養者であった方は、平成20年度の特例措置として、

- 保険料の年額 38,426 円が  
→ 「**⑭保険料額**」が年額**1,900円**になりました。

※ ご家族の健康保険等（市町村国民健康保険、国民健康保険組合は除きます。）の被扶養者であった方で、保険料が軽減されていない場合は、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当課へお申し出ください。

お問い合わせ先



秋田県後期高齢者医療広域連合

業務課（電話）018-853-7155

総務課（電話）018-838-0610

または、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当課まで